第14号様式（第8条関係）
（その１）

平成 27 年分 収支報告書

（ふりがな） むらいよしひろをしえんするおおさきのかい

1 政治団体の名称 村井よしひろを支援する大崎の会

2 主たる事務所の所在地 大崎市古川穂波８－５－２

3 代表者の氏名 佐々木 征治

4 会計責任者の氏名 菊地 恵一

政治団体の区分

- □ 政党
- □ 政党の支部
- □ 政治資金団体
- □ 政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- □ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- □ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- □ 有
- ☑ 無

公職の種類（現職・候補者の別） （ ）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- □ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- □ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類（現職・候補者の別） （ ）

公職の候補者の氏名（２人目） （ ）

公職の種類（現職・候補者の別） （ ）

公職の候補者の氏名（３人目） （ ）

公職の種類（現職・候補者の別） （ ）

事務担当者
※収支報告書の内容に関する問い合わせに応じられる方の氏名等を記入してください。

（氏名） 菊地 恵一

（電話） 090-3640-8376

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

（注）※本年の収入及び支出がともに，「0(ゼロ)円」で，かつ，資産等が全て「無」の場合は，(その1)，(その2)，(その17)，(その20)の4枚のみ必要となります。
※国会議員関係政治団体は，右側の「国会議員関係政治団体の区分，公職の候補者等の氏名」等の欄を記入願います。
※「資金管理団体の指定の期間」，「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」は年間を通して指定又は適用されていた場合は，記入は不要です。

※この欄は，記入不要です。

受付	受付年月日	年分	整理番号(右詰め)	入力	照合	修正
②	28.3.31	27	1178	㋐	㋑	

受付印
収受
28.3.31
宮城県選挙管理委員会

(その2)

収 支 の 状 況

1　収支の総括表

収　入　総　額	34,019 円
(前年からの繰越額)	34,019
(本年の収入額)	0
支　出　総　額	0
翌年への繰越額	34,019

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0 円
員　数	0 人

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	0 円	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	／

※各項目別区分の「有無」について，□にチェックをしてください。有にチェックした場合は，(その18)に項目別区分ごとに記載してください。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は，政治資金規正法に従って作成したものであって，真実に相違ありません。

平成 ２８年　３月３１日

政治団体の名称　村井よしひろを支援する大崎の会

会計責任者の氏名　菊地　恵一　㊞

代表者の氏名　㊞
（解散時のみ記入すること）

※解散等の場合は，会計責任者と代表者の記名押印又は署名が必要です。（解散時以外は，代表者の記名押印又は署名の必要はありません。）
※「監査意見書」は，「政党の本部」，「政治資金団体」のみが提出し，「政党の支部」及び「その他の政治団体」は，不要です。
※**「国会議員関係政治団体」は「政治資金監査報告書」を提出する必要があります。**